

平成22年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成22年3月4日  
新宿区議会

辻山座長 第27回の検討連絡会議ですが、次第を見ていただきますと、きょうやるべきことは大きく分けて4つ。

1つは、区分B、区民の権利と責務について。骨子案の検討チームが作業していただきましたので、このBについて御報告を受け、みんなで検討するという事。

それから2番目に、区分F、地域自治について。これは区民検討会議のほうでの議論がなされていると聞いておりますので、その状況を報告していただいて、さらに煮詰めるということ。

それから3番目に、区分D、これはまだ議題にのせていなかったんですが、きょうが初めてですが、議会の役割と責務について。これについては議会の側からのペーパーが出ておりまして、それを報告いただいた上で、みんなで検討するという事でありまして。

それから4点目は、今後の検討連絡会議の進め方ということで、検討項目をどんな順序でこれからやっていくかということをお諮りをするということと、それから4月以降の日程についてということで進めさせていただきます。

よろしいですね。

それでは、早速第1の……（「座長、すみません、配付資料の説明をさせていただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）はい、すみません。それでは事務局から。

事務局 それでは、事務局から配付資料の御説明をさせていただきます。

まず、資料1が条例骨子案検討チームの編成及び日程ということで、それぞれのチーム、第1回の開催日が決まっております、チーム2につきましては既に、先ほどお話があったとおり、1回目の会議を終了しているということです。

資料2が、そのチーム2のほうから出されました骨子案検討シートということで、区民の権利、責務に関する部分の検討シートを資料2として提出させていただきます。

続きまして、資料3、条例に盛り込むべき事項（三者案比較表）ということで、それぞれこれから骨子案について検討チームのほうで作業していただくに際しまして、今までの区分Aから、検討されているFまでのすべての区分について、改めて最新のものをお配りさせていただきます。

そして同じく資料4につきましても、条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）ということで、区分Aから、今まで調整たたき台として出させていた区分Eまで資料として提示させていただきます。

そして、資料5が三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の会議の経過も入れた形で資料として提示させていただきます。

そして、資料6が先ほどお話がありました議会案ということで、条例に盛り込むべき事項の区分D、議会の役割、責務に関する部分の資料を提示させていただきます。

そして、資料7が区民・議会・行政の検討項目一覧ということで提示させていただきます。

そして最後に、資料8が前回の開催概要となっております。

配付資料につきましては以上のとおりです。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた資料2を使いながら、検討チーム2班のほうでやっていただいた作業について御報告をいただきましょう。お願いします。

佐藤委員 佐藤のほうから御説明申し上げます。

区分Bにつきまして、土屋委員、樋口委員、根本委員、久保委員、折戸委員と2月24日に検討いたしました。

資料2の 三者案調整たたき台をもとに、 の骨子案に盛り込むべき事項ということで、これにつきましては、座長がほぼ取りまとめていただいております、ペンディングの部分につきまして検討をしたところでございます。

の骨子案に盛り込むべき事項の上の3つは、ほぼ座長の取りまとめの内容でございますけれども、体言どめにしてあったところを、すべて「区民は、……有する。」という形に置いております。最後に「区民は、学ぶ権利を有する。」というふうに置いたところでございます。

の、 の説明でございますけれども、まず最初に、合意事項ではありましたが、知る権利をちょっと狭めると言われておりました「区政に関する」ということについて、少し議論を

いたしました。やはり隣近所のプライバシー等はなかなか情報には含まれないということとか、区政以外の情報は区は出せないということで、やはり「区政に関する」というものを入れるというようなことで確認したところでございます。

それから、ペンディング事項の「安全で安心して暮らす権利」につきましては、前文のほうで盛り込んだらどうかというふうにしたところでございます。これはほかのところ、例えば「区」で、区民検討会議で安全安心も出ておりますので、それと含めながら、前文のほうでというふうに取りまとめたところでございます。

それから、ペンディング事項の「学ぶ権利」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4番目に入れるということで、2つの意味合いがございまして、まちづくりなどの大人の生涯学習という意味合いの「学ぶ」と、それから児童生徒の「学ぶ権利」、例えば奈良や京都で行っている教育に負けないような、日本語、外国語を含めた適正な教育という視点で盛り込んだらいいということで、4番目に盛り込んだところでございます。

それから、「情報を共有する観点」について、少し議論をしたところでございますけれども、区政情報をすべて共有することはなかなか難しいのではないかという意見とか、そこまで記述する必要はないのではないかというようなことで、そういう観点について検討はしましたけれども、盛り込まない方向で内容になったところでございます。

最後に、その他で、「学ぶ権利」については、内容がちょっとわかりにくいということで、解説をつけるというようなことで取りまとめたところでございます。

ほかの委員の方、何か補足がありましたら、よろしく願います。

辻山座長 どうですか。（「責務も一緒にやってからのほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）もう一個やっつけてしまおうということです。

佐藤委員 続きまして、責務でございます。

責務も同じように三者案たたき台をもとに、で骨子案に盛り込むべき事項ということで、これも座長が取りまとめていただいた「区民は、この地とともに暮らすものとして、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める。」というものがございました。「ともに暮らす」についてペンディングになっていたところでございますけれども、「ともに暮らす」の意味合いに、働く、学ぶ、活動する、事業者、外国人についても、「暮らす」という表現に含まれるというふうにとらえるというふうを確認いたしましたして、「ともに暮らす」を条文に残すというようなことになりました。

それから、2番目の「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める。」というものでございますけれども、この区民の定義が今のところはっきりしていないというところでございます。入れたところでございます。区民の定義に「事業者、NPOなどの団体」も含まれるのであれば、盛り込まないことも考えるというふうに行っているところでございます。昔の資料の議会案の区民の定義に、以下のように、「区内に住所を有する人、区内で働く人、区内で学ぶ人及び事業を営む事業者、区内で活動する団体を加えたものとする。」というようなものがありましたので、この辺がちょっと、団体を含むのかどうか、ちょっと微妙なところがございましたので、2つ目の条文を入れたところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

それではまず、作業をしていただいた検討チームの方の中で補足等がございましたら、ちょっと言ってみてください。いいですか。

ないようでしたら、皆さんからの御意見を寄せていただいて、練り上げていただきたいと思いますけれども、どうぞ、どなたからでも。

井上委員 1枚目のほうで、まず質問させていただきたいんですけども、奈良や京都で行っている教育というのは、修学旅行のようなものを想定されているのでしょうか。ちょっとこれがどういったものを指しているのかということをお聞きしたいです。

それから、「情報を共有する」の観点を盛り込まないということなんですけれども、確かにすべて共有することはやはり難しいとは思いますが、この「共有する」という観点自体を盛り込まないというのは、それでいいのかなという思いが私の中でありまして、その議論の過程をもう少し教えていただければと思います。よろしく願います。

辻山座長 どなたか。願います。

久保委員 奈良、京都については僕のほうから。

奈良、京都は修学旅行ではありませんで、あくまでも例えば外国語教育、つまり英語教育ですけれども 私たちが見てきたときの経験から、ああいう教育をされた場合、同じ義務教育の中で日本の現在の法令、規則に基づいて義務教育が行われている、それがただ行われる、それが学ぶ権利でいいのかという問題で、問題は、教え方、学び方によっては質がまるっきり違うと。例えば英検取得者が奈良、京都の英語教育を受けた子どもたちと、その他の、例えばこの新宿区、こんなに差が出ていると。そういう質、学ぶ権利の中の質というものを保障されるべきではないかという意味で、例えばの話ですけれども、奈良、京都は、学ぶ権利という法令上で義務化されたものがただ行われていけばいいんじゃないと。学ぶ権利というのは質も保障されるべきだということをお願いしたかったという意味で、児童生徒の学ぶ権利ということを行っているだろうということなんです。

辻山座長 チャンスだけが保障されていけばいいというものではないということですね。

そのほか御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

山田委員 今の学ぶ権利なんですけれども、考え方はわかるんですが、自治基本条例に区民の権利として載せるということが必要かどうかというのは検討されなければだめだというふうに私は思うんです。

それで、例えば情報を知る権利だとか、参加する権利というのは、やっぱりきちんとそういうシステムをつくらないと、区民の皆さん、私たちを含めてですけれども、情報を提供されないというか、知る権利が阻害されるという、そういう要素があるんですよ。参加する権利だってそうだと思うんです。きちんと明確に参加をするそういうシステムをつくらないと、参加する道が閉ざされるということはある話ですよ。したがって、そこはきちんと区民の権利として載せなければだめだというのは、まさにそのとおりだというふうに思うんです。

しかし、学ぶ権利の場合は、条例に載せないことによって、区民の皆さんがどういう阻害を受けるのかということなんです。条例に載せなければ、そもそも今言われたような学ぶ権利というのは、どこかで阻害されるということになるのかどうか。私はならないような気がするんです。

したがって、せっかく載せようと思っていた皆さんに、これはだめだというのはなかなか言いにくい話ですけれども、私はもっと積極的な理由がなければ、あえて学ぶ権利というのを条文化する必要はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

辻山座長 どうぞ。

久保委員 チームのほかの5人の方にも伺っていただきたいんですけども、もう一つは、今の児童生徒のことだけではなくて、成人が学ぶという生涯教育の観点から、今これから非常に大事な時代に入ったと。その生涯教育が保障されるというのは建前で、予算が少なくなったり、緊急事態に財政が入ったときに、真っ先に後回しにされるのがその部分であろうと。そういうことの押さえにも、やはり生涯教育がこれからはもう絶対に必要なだという意味合いを込めて、学ぶ権利をそこに独立させて入れようじゃないかという議論があったということです。

辻山座長 なるほど。ほかの委員の方、補足はありますか。

今のお答えについて御意見のある方。どうぞ。

高野委員 前段のお話は、学ぶということが、学校教育だとかそういうふうな学ぶということではなくて、じゃ、地域の人たちが、今、久保委員が言われたように、生涯学習という形もまだ狭いと思う。例えば今自分たちが求めているこの基本条例だとか、こういうふうなものをだれが学ぶんですかね。そうすると、そういうところもやっぱり区民にこういうことなんだよということの、そういう場を与えるということも必要だろうと。

そういう観点からいくと、今山田委員から言われたのは、本当に狭い範囲のお考えのような状況しか聞こえないので、やっぱりもっと広く権利というか、学ぶのは当然ですよ。ただ、その部分をどうやって補完していくか。それから、その内容に関してどうやっていくか。今、生涯学習塾だとか、いろいろ行政のほうで試みをしていると思うんですけども、何とか、区民発と

か行政発とかという意味合いで今論点を絞ろうとしているわけではないので、それをみんなが本当に学びたいものをどうやって集めてきて、それでそれをどうやってやっていくのかというところのほうが今大事なことだというふうに考えます。だからこれは外すべきではないというふうに思いました。

久保委員 今言われたとおりで、僕は、知る権利というのが真っ先にあるけれども、知るということは学ぶことなんです、実質的に。ただ与えられて知るという権利ではなくて、知るということは学ぶことですよということを言いたい、そのこともやっぱり学ぶ権利をチームで検討した3つ目の課題なんです。僕だけしゃべってしまったけれども、すみません。

佐原委員 高野委員の思いはすごく私、わかるんですけども、意見としては山田委員と同じ意見なんです。必ずしもこの学ぶ権利は、当たり前だからこそ入れるのか、当たり前だからこそ入れなくてもいいのかということだと私は思うんです。学ぶ権利というのはみんなだれでも持っているものですから、改めてここで権利として載せるというまでには、僕は要らないような気がするんです。

とすると、裏返しにすると、学ぶ人には必ず教える責務が出てくると思うんですよね、それには。そうすると、手を挙げた人には必ずだれかがそれをしなくてはいけないという、今度は責務の問題が出てくるような気がするんです。ですから、私は、どちらかといえば、ごく普通に、今でもこの学ぶ権利は持っているわけですから、必ずしも条例に盛り込まなくてもいいような気がするんですよね。

あざみ委員 私も上の3つに比べて、学ぶ権利というのがどうなんだろうというふうに思っていたんですけども、今の久保委員とか高野委員のお話を聞いていて、区政に参加する権利というのがまず一番大きいと思うんです、この権利の中では。参加するためには情報を知る必要があるというふうに思っていたんです。今のお話を聞くと、知るということは学ぶことだということがあるので、だから知るために学ぶ、学んで知るという関係が、この学ぶ権利にあるのかなと。そういう意味の学ぶ権利ということであれば、この4つというのはきちんと関連するんじゃないかなというふうに今思ったので、私は入れていいというふうに今思いました。

土屋委員 今あざみ委員がおっしゃったとおり、とにかく学ぶということは知るためには大事なことで、私たちは情報が入ってきても、どういうことが分析したり考えたりすることがなかなかできにくいというか、よくわからないところがあるので、そのために区とか行政側にその場を提供していただきたいと。それで私たちは、そういう意味でまちづくりとか、そういうことの学ぶ権利があるということを主張したかったということです。

小松委員 私もこの学ぶ権利というのは、すごく重要な権利になるんだろうなと思うんです。ですから、例えば区政に参加する以上の、ある面においては重要な権利。ですから、条例の中で示すものなのか、これはもっと上のところで、法律の中なんかにあるんですかね。自治体の中でこういうのを表記するものなのかと思うぐらい重い、学ぶというのはとても大切な、先ほど佐原委員が、それだと教えないといけないと、これは当たり前なこと、そうやってきちんとわかりやすく教えないといけませんけれども、勉強するとか生涯学習とかいうものよりも、もっと深い意味があるような感じがするんです。ですから、重要だからこそ、ここに書くようなことなのかなと思ったりまたするわけなんですけれども。

野尻委員 三段論法的に、区政に参加するには区政に関する情報を得るとか、知るために学ぶとか、そうしますと非常に狭まってしまうので、もっと人として生まれてから、生涯教育、生涯福祉がございましてね、そういうものを、私たちは教育を受けるという権利があるんです。ですから、ここにもっと大きな意味で、ほかのところの、教育が区政に関するのかなんとかとまた違った意味であると思うんです。

そうしますと、今小松委員がおっしゃられたような、何かもうちょっと大きなところ、安全で安心に暮らす権利があると、それは前文のほうにという案も出ていますので、前文に押さえるということも一つの方法かなと思うんです。ちょっと難しいですね、ここに唐突として入ってくるのは。でも、絶対にこれは必要な権利なんです。これはもう伏せることはできないです。

辻山座長 ちょっと議論の整理のために申し上げておきますと、私たちは今、自治基本条例をど

ういうふうにつくるかという議論をしていて、自治基本条例というのは恐らくそこに住んでいる人たちの政治的、個々人が持っている主権を寄せ集めて合意していくと。合意した中身を、それだけではだめなんですね。それは昔やった市民憲章とかいうのがありましたね、これは合意だけでいいんですけれども、私たちはそれをこれから、そこにある自治体政府との間で社会契約にまで持ち込みたいと思っているわけですよ。そのために間に議会を介在させて、議決という行為をとって、それによって社会契約が成り立つというふうに考えれば、当然のことですけれども、そこに書かれたことはすべて契約を結んだ相手方の政府が実現する責任を負うということになります。

したがって、この条例を読んだ区民の方が、私には学ぶ権利が保障されていないと駆け込んできたときに、このように保障するのですという準備がなければいけない。僕はそのイメージが今、もう一つわからないのです。ただ、具体的に区民の学ぶ権利を保障する条例という個別条例がなければ書いてはいけなかつたら、そんなことはなくて、今の憲法にも、解釈論でまداولうしている、例えば幸福追求権とかいうような、理念はあるんだけど、どのようにすれば幸福になるかということについては意見が違っているので、なかなか法律にできないような状態もありますよね。

だから、学ぶ権利をどういうふうにつくっていくかということを経区民全体と議会と政府の三者の間の課題として抱えていくということを経承しながら、掲げる理念だけは掲げておくということが、自治基本条例だと許されるかどうかと、その議論をしておかないと、ほかの条文もみんな、いわば実体法上の保障のなくていいものだということになってしまうと、ちょっと基本条例が余りにも理念化し過ぎかなという、そのことをちょっと考えておりました。

どうぞ。

久保委員 今の民主主義の原点といわれるアメリカに植民化した人たちがインディアンと戦いながら、いろんな苦難を乗り越えて、村や町や市をつくっていったあの過程で民主主義が生まれたことは事実です。そして、その人たちが村や町をつくったときに、まず最初に何をつくったか。集会所と学校ですよ。そういう意味で、僕は学ぶということがすべての基本的原理の原点というか、地盤になっているんだという思いがあるんです。

だから、区民の皆さんが学ぶ権利を強調してきたときに、最初は学ぶ権利というのは何か別個の、異質のように僕も感じていました。しかし、委員の皆さんと議論している中で、そこまでいったら、これは正しいんだと。学ぶというのは今の民主主義の社会の原点なんだと。そういう意味では、学ぶというのを独立した条文をつくることに、新宿区の自治基本条例は先見性を持って外に向かって誇りに思っているのではないかという楽観論で。

山田委員 学ぶ権利の大事さは、これは言うまでもない話だというふうに思うんです。学ぶ権利が阻害されたら、それはとんでもない話になってしまうから。学ぶ権利というのは普遍的な原理として尊重されなければならないと、それは当たり前の話だというふうに私は思うんですけれども、しかし、これは座長が言われたように、自治基本条例の中の話ですから、自治の仕組みとしてどうかということを経前提として考えなければだめだというふうに思うんです。

さっきの繰り返しになりますけれども、例えばこの学ぶ権利というのを載せなかったために、今までいろいろお話があるような、そういう権利が果たして区民に与えられないのか、区民は持つことができないのか、そこがきちんと整理されなければ、こういうことはそう軽々しく載せるべきじゃないと私は思うんです。

例えば、安全で安心して暮らす権利というのがありますね。これもごくごく当たり前のことであって、これはだれも否定しようがない。学ぶ権利とそういう点では一緒なんです、権利の度合いからすると。じゃ、そういう権利はほかにないかという、いっぱいあるんだよね。いっぱいあるんですよ、私たちが権利を持っているのは。しかし、それはあくまでも自治基本条例という、そういう中で考えると。

さっき言いましたけれども、こういう権利をきちんと明確にしなければ、要するに区民の皆さんが権利の行使が阻害されるという、そういうことがなければならぬ。情報公開というのはまさにそうです。情報公開条例がなければ、区民が情報を知ろうと思ったって、知れるわけがないわけだから、やっぱりこれは権利としてきちんと載せると。そのかわり、関連条例もきちんとつくっていくということが必要だというふうに思うんですけれども、今までの話を聞くと、学ぶ権利というのは、権利そのものの大事さは私も実によくわかりますけれども、この条例の中でどういうふうな位置づけであるかというのがよくわからないんです。

辻山座長 どうでしょうか。どうぞ。

小松委員 区民の定義によっても、もっと学ぶということをもそんなに深く、そんなに重く考えないとして、区民の定義によってもまたこれは、区民の中に例えば永住外国人の方が入ってきて、いろいろな古典的な日本のいろんな地域の何かを一緒にやりたいということも起こって、そういう場合のルールづくりということで、余り深く学ぶということをも重く考えなかったとしても、そういうことは少しはルールづくりの中に入ってくる場合も、今山田委員のおっしゃることを考えて、そんなに難しく考えない場合にルールづくりが要るかどうかを今考えて、要ることもあるのかもわからないと思ったり。

辻山座長 それはもちろん、あちこちで言われているように、外国から来られた方たちのための日本語の教育とかいうものを権利として保障していくというのは、多分まだ発想がないという気はいたします。

どうぞ。

中澤委員 私が今、職命として預かっておりますのが生涯学習コミュニティ課でございますので、そういった意味では、生涯学習が大切だという今の御議論は、非常に身の引き締まる思いで聞かせていただいております。

ただ、私としては、区民の権利の部分での議論でございますけれども、権利ですとか役割、義務のところ、この条例のつくりの中では、やはり区民、行政、議会のそれぞれの権利とか役割のところ、それぞれがお互いを補い合っているというんでしょうか、それが全部かみ合ったところで条例ができるというのがやっぱり形としては一番いいんじゃないかというふうに思うんです。そこで、区民の権利として学ぶ権利といったものを語ったときに、じゃ、その権利を担保するのは、どこのどの役割として書き込むのかというのは、やっぱりきちんと考えておかないと、説明できないことだろうと思うんです。

先ほどのお話では、行政なり何なりが、学ぶ場所なり環境といったものをきちんとつくらなければいけないというようなところのお話がありましたけれども、一点そういった側面もあるんですが、ただ、私が生涯学習コミュニティ課として生涯学習をどうとらえているかといいますと、それはあくまでもおぜん立てをされた中での生涯学習ではなくて、区民の主体的な活動、自主的な活動としての生涯学習が本来なんだろうと思うんです。

ですから、行政におぜん立てをされて環境をつくってもらって、その上に成り立っているのが区民の権利としての生涯学習とか学ぶ権利だということも、それはちょっと一面的過ぎるのかなというふうにも思いますので、そういった意味では、全体の関係性のところからいっても、なかなかここだけで学ぶ権利を入れるというのは、ほかとのバランスからいっても、ちょっとなかなか難しい部分があるのではないかなというのが、率直な私の感想でございます。

辻山座長 なるほど。

いかがでしょうか。どうぞ。

根本委員 私、その区民のほうの取りまとめのほうなんです。それで、どちらかといったら、多分その中で、行政は余りいろいろしゃべれなかったんですけども、一番多分迷ったというか、あるいは慎重なほうだったんですけども、学ぶ権利を入れようと言ったのは、自分の中では、これを新宿区の旗印にするんだということなんです、入れなければ入れないで済む話なんですけれども、入れて、そういう自治体に新宿区の自治体をつくっていくんだということで、入れたほうがいいのかというふうに思ったんです。

これは取りまとめのときには言わなかったんですけども、例えば文京区だとか、世田谷区だとかというのは、比較的生涯学習だとかいろんなことが進んでいますし、それから進みやすい土壌がありますよね。もういっぱい住んでいるし。それから、新宿区のように、30万住民と80万ということもなくて、もっと夜間人口と昼間人口の差が少ないところの中で言うと、いろんな意味で区民の皆さんが勉強する条件がある。だけど、新宿区はなかなか難しい。そこで、学ぶ権利を有するということが、お互いに勉強していくんだと、学んでいくんだと、そういうまちをつくるんだということを旗印にするというような意味があるというふうに思って、学ぶ権利がある。

もう一方では、じゃ、そう言うんだから、おれは学べないんだから奨学金を出せよという話で、そういうことになったらどうするんだというのがあっても、それはそれで、どこまでやった

らいいのかということで、それはやったら切りがないということなんですけれども、やれる範囲で、やっぱり区民がみんなで学んでいくという自治体をつくっていくんだということで、じゃ、責務はどうするんだということではなくて、そういう自治体を目指すんだということで、これを載せると、あるいは載せたほうがいいというふうに6人はまとまったというふうに思うんです。

あちらの方はしゃべっていないから、だれだっけ、藤牧委員と佐藤委員もやっぱり言ってもらわないと困るね。

木全委員 お話を聞いていますと、私なんかからは、どちらかというと、ここで皆さんがおっしゃったような学ぶ権利というのは、逆に行政側に説明責任というのが課せられるというような内容なのかなというふうに思っていました。

そういったことで考えると、新宿区は基本構想の中で「ともに学び」ということが書かれているぐらい、基本的には今、根本委員がおっしゃったようなことは、区政を進める上での一つの柱になっている部分ですので、そちらのほうでそういうふうな扱いをしている以上、ここで権利としてまで高らかにうたい上げて、行政の説明責任というか、区政に参加するための区民の方に対する情報を提供していくという表現としては、権利としての書き方というのはちょっと難しいのかなというふうには思いますけれども。

先ほど井上委員が、共有化するというのは何でなくなっちゃったのか、もうちょっとわからないと言っていたのと、多分この一番初めの知る権利と、それからこういったことを区民の方に説明していくという部分を入れれば、当然結果として共有されるというふうになってくるということで、こういう作りにはなったんだろうと思いますけれども、権利としてうたい上げるよりも、やはり知るといふ部分は、今ここにあったような議論をかみ砕いて、どこかに織り込んでいくというほうが現実的なのではないかと。知る権利と言ってしまうと、私は学校に行きたいけど行けない、新宿区は保障してくれと……（「学ぶ権利」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、学ぶ権利ということを経験としてうたい上げてしまうと、学校に行けないけれども、じゃ、新宿区は学費を出してくれるのかということまで、やっぱり踏み込まざるを得ないというふうに私は思いますけれども。

折戸委員 私ども議論したときに、今みたいな議論も出るだろうなという話は何となくありました。ただ、それで一番、その4のところ、ただこの1行だけ、「区民は、学ぶ権利を有する。」と書くと、やっぱり今みたいな議論が出ちゃうだろうなと。その思いを、のところで、「学ぶ権利」等の解説をつけるということで、この短いところに集約された思いはこういうことなんですよと、今、久保委員とかみんなが発言したようなことの思いを、解説をつけることで、ここに載ってもいいのではないかみたいな議論があったんですよね。確かに短いですからね。すこしここに思いを集約するためには、これがどうしてここにきたかという、その思いを解説するみたいなところもあわせて書いてあるんですけれども。

山田委員 非常に積極的な意味合いで、この権利が出てきたというのはわかりましたけれども、ただ、私の意見はさっき言ったとおりですが、例えば載せるということになった場合には、やっぱりこの権利を受けとめて、ほかの条文の中できちんとそれを保障する、そういう対応が必要だというふうに思うんです。これを受けとめて、条文のどこかで、知る権利というのはそもそもこういうことであって、だれそれはどうしなければだめだと、ああしなければだめだと、行政はどうしなければだめだとか、そういうのをきちんとしないと、やっぱりこの条文そのものは単なるスローガンか何かで終わってしまうということになるんだろうというふうに思うんです。

したがって、私は余り載せることには賛成ではないですけれども、載せるということになったとしても、やっぱりこれをきちんと受けとめたところで条文化していく、整理をしていく必要が当然出てくるというふうに、これ一つだけではどうしようもないと。

土屋委員 それに関してなんですけれども、それを受けて、やっぱり行政側は区民が生涯にわたって学ぶということ、その機会を与えてくれるようにしてくださいというのが、権利に対する行政側の責務というか、そういうふうになるんじゃないかなと思います。

辻山座長 かつて静岡県のどこでしたか、ありましたよね。新村さんという有名な市長さんが、生涯学習権というのを打ち立てまして、それで生涯学習条例をつくりましたね、たしか。その生涯学習というのと、ここで言っている学ぶ権利というのは、学ぶ権利のほうが多分ニュアンスは広いなと私は受けとめているんですけれども、そんな事例もないことはないということですね。



先ほど山田委員がおっしゃったのは、そういう構えがありますかということですね。

高野委員 区民委員のほうはずっと知る権利というところの中で、本当に区政に関する内容だけでいいのかという話も当初からしていました。知るということは何だということを考えて、それに対して、とりあえず自分たちが区政に参加しなければいけない。だけど、参加しましょうじゃなくて、参加していかなければいけないという話から入って行って、参加できるようにすると。そうしたら、それに対して情報を共有しながらやっていかないと、自分たちがどういう形で入っていったらいいのかというのがわからないと。

そうすると、それを今までの区民の皆さんが言っているのは、全然出さないじゃないかと。出さないでにおいて、これは個人的な情報なのでといって、絶対出してこないから、それを知るのにどうしたらいいのよということで、最初から知る権利ということをとろうじゃないかという話をしたと。

次の段階で、じゃ、それだったら、知るだけじゃだめだから、こういう内容があったときに、ちょっと嫌みでけんかを売るわけじゃないんですけれども、議員の先生方が自分の事務所とか自分の範囲内で勉強会をやっているじゃないですか。そのことを、自分たちはそういう意味で勉強したいという、そういうこともあるんですよ。それでやって初めて学ぶという、それも権利だよなというところの話になったと。最終的に、自分たちが本当に公共サービスを受けるという形で、やっぱりこれも権利だよなというところが、これが本当の意味でワンセットになっているということで、これを単純に、ここでは情報の共有を盛り込まないとかと書かれちゃうと、ちょっと待ってよというような状況にあるので、けんかを売るつもりはないんですけれども、一応そんなような流れでつくってきたというか、書いてきたというところだけは御理解いただきたいんです。

ただ、我々はそんなに手続論もわからないし、制度だとか条例だとかということが、ある意味では理解している人もいますが、みんながみんな理解していない。じゃ、それをみんなが学ぶことによって、それがどういうことかということがわかってくるし、そうすると、情報をそんなに開示しなくても、意外とだんだんみんながわかってきて、多分こうだろうなということになるとか、というふうに将来的にはなっていくのではないかと思います。だからここは絶対に、この部分を今論議していただいています、絶対にこれは区民検討会議としては外したくないというのが本音であります。

辻山座長 なるほど。そうすると、区民の学ぶ権利を保障する条例というようなことをいずれ考えていかなければいけないと。

今のお話を伺っていて、確かに知る権利といった場合、情報公開条例になっちゃうと、書類を出せと、文書を出す、出さないという話になっていて、実はその問題だけじゃなくて、例えば文書を出すと同時に、それについて説明をしてもらえとか、これは学ぶというところにつながってくるところなんですよ。そういったことが実は込められているんだと。

どうぞ。

野尻委員 初めの4項目がありますね。さっきの3項目については区政とのかかわりですけれども、「区民は、学ぶ権利を有する。」というのは、何も行政が保障することができなければだめだという話ではないし、行政は説明責任があるとか、そういうことでもないと思うんです。とにかく区民がお互いに学び合う、お互いに情報も共有といいですか、出し合う、行政に頼らず、全くそういう必要がないといいですか、自分たちみずから学ぶ姿勢を持つというんでしょうか、それでもし情報が欲しいときには、議会にも行政にもお願いして出していただくとか、いろんな意味で学ぶ場はあると思うんです。ですから、行政に保障することはできないから云々というのは、全くおかしな話かなと思うんですけれども。

辻山座長 そうなると、条例論にはならないということなんですね。だから、知る権利と書いたら、行政なり議会の側に隠さないということをもう一条入れさせるといふふうにして、実はバランスがとれていくというふうを考えなければいけなくて、私たちは人間として生まれて、うそはつきませんということを言ってもしょうがないというような意味で、お互いに学ぶ権利があるでしょうというだけだったら、それこそかつてあった市民憲章のように、お年寄りを大切にします、うそはつきませんというのを書き上げればいい。それとの違いをここでそうするかということ、ちょっとしつこいようなんですけれども、ぜひお考え願いたいなと思うんですけれども。

久保委員 井上委員が最初に、実はチームが24日にやったときに問題になった2カ所をちゃんと

取り上げて質問をされたので、びっくりしてしまっただけでも、だから伺いたいんだけど、知る権利というのは情報を得る権利だと、言葉を変えればね、思うんです。知る権利、すなわち情報を得る権利と情報を共有する権利との違いというのが僕にはいまいまいちわからない。だから、知る権利というのは情報を得る権利でしょう。それと情報を共有する権利とどこが違うのかというのを、どなたか解説していただけるといいんですけども。

辻山座長 それは、知る権利というのを、これは市政についての情報でしょう。他人の情報じゃないわけですからね、隣の人のじゃないから。それは知る権利というのは、行政とか議会の側に隠させないということをしているのです。そうすると、共有するというのも同じになっちゃうんです。隠さないという意味では。

土屋委員 チーム2で話したときに、共有するというところについてなんですけれども、議会・行政側が区民に対して情報を提供するというところはわかるんですけども、逆に区民側からの情報も得ようとしているのではないかと、それが共有じゃないかというところでちょっと議論になったんですけども、例えば行政のほうが町会や地区協議会に、こういう情報は持っていないかと、出せよと言われたら、それは情報の共有ですよ。だから、そうじゃなくて、区民は行政や議会なりの情報を知るといって、そういう意味で、共有というのを外しましょうかというふうになったんですが。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

山田委員 私はこれを最初に見たとき、情報を知る権利とか共有する権利というのは、なかなか整理がつかない話だというふうに思うんですけども、強いて整理するとすれば、情報を知るといっては、どちらかという受け身の姿勢だと。共有というのは、要するに相手とか自分があるわけじゃなくて、要するに一体として情報を得ることだというふうに思うんです。そういう点では情報を共有するというのは非常に積極的な意味があるんだろうなというふうに私は思うんですよ。

それから、さっきの話に戻りますけれども、学ぶ権利については、私は全然否定をしていないわけけれども、自治基本条例の中に入れるというのがどうかということを言っているわけです。したがって、入れるということになった場合には、やっぱり関連条例をきちんとつくって、要するにそもそもこの権利がどういうふうな意味合いを持つのか、この権利を保障するためにどうすればいいかということ、ここで決意をしなければだめだというふうに思うんです。そこがきちんと担保されるということであるならば、関連条例の中で学ぶ権利というのがきちんと説明されるはずだし、この権利というのはそもそもどういうものかというのがわかるような形になるわけだから、それはそれで私はいいと思いますけれども、ただ、その関連条例を想定しないで、権利だけうたい上げるといっては、大して意味がないというふうに思います。

藤牧委員 当初はやはり、自治の基本的な原則とか仕組みということで、私ども専門部会のほうは、いろいろ基本的人権といったような意味合いの、憲法で相当いろんな条文で権利というのが個別ごとに保障されていて、そういうものを全部この中にうたい上げていくというやり方も一つあるかもしれないというのが、以前の座長からの御指摘もあったところだったと思うんです。

その中で、やはり自治を発展させていくために、一番基本的な権利というのは何なんだろうというところから、ちょっといろいろ議論が出発してきたような気がするんですね。だから、知る権利とか参加する権利というのは、これはもう一致している話なんです。

私がこれを見たときに、学ぶ権利ということなんですけれども、先ほどのお話の中では、学ぶ権利を保障していくという、そういう行政の側の、これはきちんと保障していかなければいけないということというのは、むしろ公共サービスを受けるといような上にある、受ける権利と、それを保障していくということとの文脈の中で整理できる部分というのも一つあるのかなということを感じました。

それともう一つ、この下に「学ぶ権利」等の解説をつけると書いてあるんですけども、ほかにはこの権利の前にある修飾句というのがついてくるんですよ。そこが結構議論になって、例えば知る権利なんだけれども、「区政に関する」といようなのが入ったりとか、サービスを受ける権利というのでも「公共」といようなのが入ったりとかいような、そういう意味合いで解説というか、修飾句をつけるというふうな整理の仕方もあるのかなと。

先ほど座長が御紹介された静岡県の、ちょっと私、市の名前は今ぱっと思い浮かばないんです

が、実は私、以前、ほかの区なんですけれども、介護保険を担当していたときがあって、その市が非常に先進的な取り組みをやっていて、結構全国的にも有名だったんです。私、何でなのかなというのを少しちょっと勉強させていただいたら、その市が、要は最初は田園地帯みたいな、そういうところだったんだけど、工業化の進展に伴って、市街地化が進んでいって、それで今日で言う市民社会をどうやってつくってきたかというところで、その市長が根幹に据えたのが生涯学習で、すべての基盤として生涯学習のそういう施設であるとか施策であるというものを徹底してやっていったということなんです。それがいろいろ都市計画だとかそういう分野でも先進的なことにつながったりとかというふうに発展しているということで、そういう意味において、先ほど根本委員がおっしゃられた、これを一つの旗印にして、スローガンにして打っていこうというような意味合いは私、非常に大事だと思うんです。

そういうようなことであるならば、それはやはり、「安全で安心して暮らす権利」というのが前文で少し検討しようとかというようなことの御議論もあったようですし、そういう意味で、上に何か修飾句がつかないような、一つの新宿区が今後の自治を進展させていく戦略的な、そういう意味合いでの学ぶ権利というものを位置づけるとしたら、むしろここではないのかなと。ちょっと何か感想みたいな話で恐縮なんですけれども、そんなふうに感じました。

ですから、1つは、この学ぶ権利の前に何か修飾句をつける。そのことが結果的には、公共サービスを受ける権利、そういう場を保障したりとか、生涯学習にかかわる公共サービスあるいは学校教育、そういうようなことに含まれることであれば、上の3つに整理できるのかなと、ちょっとそんなようなことを思った次第です。

辻山座長 なるほど。どうぞ。

根本委員 だから、もし学ぶ権利に対して個別条例が必要だと言うならば、つくればいいんですよ。そういう覚悟でやろうじゃないかという話なんですよ、これを入れたのは。

何でもかと思ったら、不景気になったら、生涯学習はなくなったっていいわけですよ。福祉、医療、教育 教育というのは義務教育ね というあたりを何とかして守らなければならないということになれば、生涯学習とか環境というのはずっと、引っ込める気になれば引っ込められるわけだね。そこで引っ込まないで、我々はこれをやるんだよという話なんです。そういう覚悟で学ぶ権利を新宿区で入れようじゃないかということなんです。

だから、さっきの、じゃ、学ぶ権利があるんだから奨学資金を、今は何十人かしかいないから、これは権利を保障しないから全員に出せよと思ったら、もしそういうことを言ったら裁判すればいいじゃないですか。ただそれだけの話なんです。可能な限り我々は行政として学ぶ権利を保障していこうじゃないかという、ここはだから決意なんですよ、我々が載せたのは。だからどういう条例が必要なのかというのは、これからどうぞ、生涯学習コミュニティ課が中心になって条例を検討してくださいと。そうでなければ意味がないんです。

逆に言えば、ここに書かなかっただけで、今までどおりの生涯学習の振興ぐらいの話じゃないですか。それでもここ5年か10年、随分進んできたと思いますよ。今度も文化芸術振興基本条例をつくるし、それから財団も未来財団になって一本化して、もっと歴史博物館だとかいろんなことを強めていこうという姿勢でしょう。それをもっと強めようということです。ということを感じていなかったら、入れる意味がない。だけど、そこは今入れていいんじゃないですかと、新宿区は。ということでございまして、よろしくをお願いします。

中澤委員 今、生涯学習の条例のお話も出ましたので、私としては、生涯学習の重要性は、それこそもっともっと訴えていきたいという思いはあります。ただ、それを権利として打ち出すのか、それも一つの方法でしょうし、非常に大切な考えだと思いますけれども、自治基本条例の考え方の中での学ぶという、その柱立てをどうするのかというのは、ちょっとそれとはなかなか、今すぐに密接にその関係性を整理できるのかというのは、ちょっと私としては非常に難しい課題だろうというふうに思います。

もう一度お話しさせていただきますがけれども、私としては、やっぱり条例の中のつくりとしては、学ぶ権利といったものをうたうのであれば、それを担保するような部分のつくりは必要だと思いますし、そうするとやはり必然的に行政が学ぶ環境を整備するという役割を書くというようなことになるんだと思いますけれども、それは私としては、自主的な主体としての区民の活動としてとらえている生涯学習と、本当に考え方として整合できるのかどうかというのはなかなか、もう少し検討しなければいけない部分がまだまだあるだろうと思いますので、そういった意味でも、今すぐここで、今根本委員が言われたような形で、この場所で学ぶ権利を入れるということ

については、まだ課題は多いんじゃないかなというふうには感じます。

根本委員 例えば、学ぶ権利の前に何かいい言葉はないのかという話で、区政に関してとかなんとかというのは、生涯にわたり学ぶ権利があるのかという言葉もあるのかなというふうに、何か入れると言うんだったらあるけれども、そうじゃないんだよね。例えば今ある生涯学習課だとか何かをもっとふやせとか何かじゃなくて、そこを使って区民がみんなでもっと学ぼうという話だと思うんです、ここで言おうとしているのは。逆に未来財団をもっと規模を大きくして、もっとあなた方、勉強の場をつくれやという話じゃないわけだよ。あるいは、例えば昼間はいろいろやっているかもしれないけれども、働いている区民の皆さんに、夜どういう学習の場を提供するのか、幅広くこれをきっかけに考えてこいということだと思うんです。

だから、担当としては、今一生懸命やっているから気持ちはわかるけれども、もうちょっと、今これから我が新宿区は何を柱にいくのかというとき、いろいろ柱はあるけれども、学ぶ権利というのをこの自治基本条例の中の大きな柱として、三者検討連絡会議でそれほど議論しないでここで出してきたから、皆さん方にいろいろ唐突だと言われているのかもしれないけれども、我々はそういう気持ちで議論してきたんです。

中澤委員 今、根本委員がおっしゃられたようなことを、実態の部分を私は全く否定するつもりはないんです。ただ、それを権利という表現で出すことがふさわしいのかどうかということなんです。学ぶ大切さというのは、それはもちろんなんですけれども、今言われたような、生涯学習館があり、いろんなそういった活動する場所を行政として環境整備をする、それはもちろんなんですけれども、そこで皆さんがお集まりになって学ぶという、その活動自体は主体的なものであって、それを権利という表現で語るということが本当にいいのかどうかということは、もう少し議論が必要なんじゃないかなと私は思います。

小松委員 私も多分、藤牧委員も、それから野尻委員も、根本委員の言っていることも、中澤委員とちょっと違う「学ぶ」というところを言っているような感じがするんです。ですから、野尻委員と私なんか、藤牧委員も同じですけれども、こと違うところに、例えば議会案として市民権と置きましたけれども、こと同じような意味合いのところにはこれは持っていこうじゃないかというのが多分、野尻委員と私とだと思うんですけれども、ですから、ここにいる人はみんなそれぞれ違うようにとらえていますから、学ぶということ。

学ぶというものを物すごく深く、例えば権力というのは愚民にしておく、それこそ民を愚民にしておく、そうであってはいけないというのが、多分、私と野尻委員の考えであると思うんですけれども、そこで中澤委員のおっしゃっているのは、随分すれ違った話でちょっとやっているんじゃないかなと。

ですが、これを解決するためには、ここに置くかどうかと、さっき藤牧委員が提案していただきましたけれども、ここじゃないところに違う形でそれは、野尻委員は先ほど前文かどこかに入るんじゃないかとかおっしゃいましたけれども、そういう考え方も、根本委員のおっしゃる、それを旗印にしていきたいというのは、そういうことで持っていられるのかなとは思いますが、どうですか。

あざみ委員 私は小松委員ともちょっと違うんです。置くべきだとは思いますが。要するに区民の皆さんが地域で自治していくために学ぶという意味での学びで、修飾語をつけるというんだったら、区民が自治するための学びを保障するとか、保障する権利とか、そういう意味ですよ、皆さんが言っているのは。

ですから、生涯学習をどう見るかとかという、そういうことではなくて、自治基本条例に置く「学ぶ」というのは、そういう意味の学びなんじゃないかなというふうに思いますけれども。実際ここで私たちすごく熱く議論しているけれども、じゃ、どれだけの区民の皆さんが自治というものについて自覚的にこうしよう、ああしようと思っているかということ、そうじゃない部分がすごくあるわけですよ。

だから、そういう今のちょっとこと外の落差を埋めていくために学んでほしいと、区民の多くの皆さんに。そういう意味なんじゃないかなというふうに思うので、修飾語をつけるのは難しいと思いますけれども、何かひねって、とにかく入れるべきだと思います。

樋口委員 私だけ発言していなくて、実はこの会議のときに勘違いして30分おくらせてしまいました、ちょっと中途半端だったものですので、何かあれなんですけれども、実はその会議のときに、

私は最初に申し上げたのは、区民検討会議では、この学ぶ権利というものをそういうふうに入れていこうというときに、正直申し上げて、個人的にはちょっとこの自治基本条例というときに、上の3点とトーンが違うなということ、感覚的にですけども、思って、ちょっとそれは個人的にはどうかなと思っているということ、最初に申し上げたんですが、議論の中で、今あざみ委員がおっしゃってくださいましたけれども、やっぱり情報を知るとか、区政に参加する、そして公共サービスを受けるといふ、そういうときに、やっぱりそれをどういうふうに区民が受けとめて、自分が主体的にここの権利として立つかというときに、やっぱり学ぶというのは非常に基本的な行為であると。まさに自治というものを、そして自治する権利をどうやって行使していくかというときに、学ぶというものはやっぱり欠くことができないものだなということ、そのとき思ったものですので、私もここに、4番目のところに入れるということで賛成したことがございます。

そういうふうに学ぶという、そういう意味で、「学ぶ権利」等の解説をつけるというのはそういうことかと思っています。

久保委員 皆さんが前3つの権利と4番目の学ぶ権利が異質だと感じている点は、2点あると思うんです。1点は藤牧委員が言われたように、3つは必ず前に何かくっついているのに、ここだけが突然学ぶ権利というか、何かそれでもう異質な感じがする、これが1つ。あともう一つは、この議論の中ではっきりわかったんだけど、学ぶということに対する概念が違うんです。「学ぶ」を入れようという人たちの「学ぶ」の解釈と、ここでは入れるべきではないという人の「学ぶ」の解釈がはっきり違いますよ。

だから僕、わざわざ大事にとってきたんですけども、やっぱりその中に学ぶというのが4点意味をちゃんと述べています。多分なじまないよとおっしゃっているのは、2点のことしかないと僕は思います。3点、4点目の「学ぶ」ということも考えて、広い意味で学ぶということ、主張しているから、修飾語はつけるべきではないんだと僕は思います。

そういうことで、この問題を幾ら議論しても一緒にはなりません。少なくとも、せめて「学ぶ」ということをここの19人が概念を一つにしてから、入れるか入れないか決めなかったら、これは結論は出ないんじゃないかなという気がします。

4点言いましたけれども、わざと言いません。ぜひ見ていただきたいと思います。（「言ってくださいよ、持ってきたんだから」と呼ぶ者あり）いや、時間とらせて悪いんだけど、1つは、学ぶというのは、教えを受けて知識や技芸を身につけること。2つ目は、勉強する、あるいは学問をする。この2点だと一般に考えられているけれども、僕らはやはり3番目にある、経験して知るとか分かるということも学ぶなんだと。経験して分かるということ、区政情報を知るに当たって、私たちは学ばせてくださいよという訴えだと僕は思います。そして最後は、これはちょっと当てはまるか、まねるといのが4点目にあります。

僕は、3点、4点も入れた広い意味で、学ぶ権利は民主主義の基礎だというふうに言いたいし、知る権利というのは消極的です、受けるだけですよね。知る権利を生かすのは学ぶ権利なんです。だから僕は、独立して、ただ学ぶ権利、これが大事だし、うちの根本委員長が言うように、これがよそにない権利条項だということです。ほかの自治体はつくらないでしょう。そういうことです。

だけど、僕はやっぱり「学ぶ」の考え方を統一しなきゃだめだと思いますよ。

加賀美委員 今、久保委員のほうから「学ぶ」の意味は相当広範囲にあると、いろんなお話がありました。私はいろいろ議論を聞いている中で、この「学ぶ」というのは本当にいろんな意味があると思うんですけども、区民委員の方たちは、自分たちは自治の担い手なんだと。自治の担い手になり得る、ならなければいけない。そういう意味で、幅広くいろんなことを勉強して学んでいくと、そのための権利だと、多分私はそういうふう理解しているんです。

だとすれば、先ほどから出ている議論の中で、「学ぶ」という概念がいろんなふうにとらえられてしまうということであれば、例えばですけども、区民は自治の担い手として学ぶ権利を有するとか、そのようなことをちょっと入れながら、誤解を受けやすい「学ぶ」というところを少し通訳しながら、共通するような認識に持っていったらどうかなと思うんですけども、どうでしょうか。

野尻委員 自治の担い手として学ぶ権利ということであれば、理解はしやすいですね。そういう学びの内容ですとね。狭いんですけどもね。それはよく理解できます。

あと、中澤委員がおっしゃった保障しなければならぬというところのお話については、私は

区民が主体的に勉強、生涯学習するものであるというふうにおっしゃって、それは確かにそうですけれども、同時に、どこまで、どういうことを保障できるのかを、日々行政にはよくよく検討といえますか、実現に向かってお願いします。

辻山座長 それでいいんですか。任せてしまっていていいんですか。

つまり、自治を担うということを入れたにせよ、領域はやっぱり広くて、例えば学校教育の問題から、保育園から、公民館のあり方、それから例えば高校、中学、大学への奨学制度、それから労働者の夜間の研修とか自己開発のためのチャンスとか、物すごい広がりがあります。もちろん中には外国人というのをどういうふうにするかというのはありますが。そういったものがある程度イメージして、それを行政に実現させていくんだということでなければ、ちょっと預け過ぎという感じはしますよ。よろしくという感じになるのは。

久保委員 僕はこういうことも思っているんですけども、障害を持っている方たちに行政というのは、上から下まで安全で安心で、生活を一層よくしていくということの面で、そういう権利として行政は当たっているけれども、本当に障害者の方が学ぶ権利を行政は保障しているかと思ったら、僕はそういう感じはしないですね。だからこそ、学ぶ権利というのは、そういう意味でも僕は必要だと思うんです。ということです。

中澤委員 行政が一定の環境整備を進めるというのは、それはもちろん役割だと思いますけれども、ただ、その権利としてうたわれている保障を100%行政が担保しなければいけないのかどうかというところ、それは私は違うと思います。ですから、そのところで、自治の担い手としての部分の学ぶ権利を保障する部分をどうつくるか。そのところを行政のところで書き込むのかどうか。そのところは何の程度の部分を前提として書くのかどうか。そのところもきちんと議論していただいて、確認していただいた上で、ここはどうするということなところで皆さんでお決めいただくということが必要だと思いますので、ですから、今の議論のように、この学ぶ権利を保障するところが、すべて行政のところで担保するという前提でのお話だとすると、それはちょっとなかなか現実性に乏しい話になってしまいかねないかなというふうには思います。

根本委員 僕が考えているのとちょっと違っちゃったような気がするんだよね。自治の担い手とちょっと……。だから行政も追い詰められるんですよ、当然でしょう。だって新宿区しかないんだから、自治基本条例の中で学ぶ権利を有するというふうに書き込んだら。全国の皆さんが自治基本条例をこの後検討した結果、なぜか新宿区は学ぶ権利が入っていると、これは何だという話になるわけでしょう。

だから、それは行政だって100%、どこからどこまで保障しろなんていう話、相対的な問題だから、今までだって生涯学習なんてなかった、社会教育と言っていたんだからね。それがどんどん変わっていくわけでしょう。だけれども、今の中で言えば、もっとやる余地だとか検討する余地はあるなということはあるじゃないですか。だから、この学ぶ権利を有するという、この条例に基づいて、我々がみんなで検討して、もっと深めていけばいいんですよ。それで足りないんだったら、じゃ、こういうものをつくっていかうとかなんとかという話であって、今、自治基本条例の議論をしているのは、行政に何かやれ、かんかやれという話じゃないんだから。我々が区民としてつくっていきましょうという話なんだから。

あざみ委員 中澤委員をフォローするわけではないですけども、何となくわかります。100%行政に責任があるとは私も思わないんですよ。だって、学んでみずから学ぶことですから、だから区民の責務のほうに、例えば基本構想にある「ともに学び」というのをどこかに挿入すると、学ぶ保障もされるけれども、その保障を生かすのは区民であるから、その保障を生かすという責任は区民にあるという意味では、責務のところに「学ぶ」ということを少し入れてもいいのかなというふうに思ったんですけども、そうすると100%行政がやらなければいけないという重みに多少軽くなりませんか。それはどうでしょうか。

辻山座長 というより、行政がどこまでやるかというのは、次の合意形成が必要なんです。例えば具体的に言えば、上の学校へ進むチャンスを与えますよということが含まれていて、じゃ、私にもくれとみんなが来たら、到底、奨学金は配れませんが、今の区の力では、1年間に50人というふうにさせてもらいたいという合意があって、それが議会で、いわば条例なり何なりでつくられていくと、そういうものをたくさんつくっていくことにはなると思っています。

藤牧委員 ちょっと言い足りなかったところもあるんですけども、そういう自治を発展させていく、そういう最もベースに、この「学ぶ」というのを置いていこうというような趣旨は結構一致しているところだと思うんです。もう一つ、それを権利というところにダイレクトに置くと、条例ですから、どこかの仕組みの中で受けていかなければいけないわけですね。それが、逆に言えば義務教育的なニュアンスで、例えば区民は学ぶ権利もあるけれども、学ぶ義務もあるんだよみたいな、そういうこともあるだろうし、ともに学習し合うみたいな、そういうようなこともあったり、そういうような部分の話だと思うんです。

だから、学ぶというのはそういう要素があるんだから、上の公共サービスを受ける権利だとか、情報を知る権利だとかというのは、これは100%行政が受けて、それを保障しなければいけないでしょうけれども、それと同じ文脈じゃないんですよということを確認しない限り、ここの中にこれだけ入れてしまうのはいかがなものかと。

その解決策として、その「学ぶ」というのを戦略的な意味で使うのであれば、理念だとか原則だとか、前文じゃなくても、どこかでうたうということもあるし、あるいは、そういうことでここにうたうんだということであれば、それを解説書みたいなところで書くんじゃなくて、修飾句としてつけ加えたらどうだという、そういうところで、先ほど加賀美委員のほうから、一つの例示として、自治の担い手としてとかというような、それは戦略的に学ぶとか、ともに学ぶとかという、そういうことを理念にうたっていくんだということで、しかも権利としてうたうのであれば、それなりの何か修飾句が入ってくると。ちょっとそれがどういうのかというのは、私ちょっとぱっと浮かばないんですけども、そういう意味で中澤委員も言っていることだと思います。

小松委員 さっき加賀美委員がおっしゃったのは、学ぶというのをある程度コンパクトにというか、固めて、それでこのあたりで手を打とうじゃないかという感じでおっしゃった感じはするんですよ。根本委員がおっしゃっているのは、私、前から言っている、矢祭町の自治基本条例は「元気な子供の声が聞こえる町づくり」というのがあって、それに基づいて合併しない宣言をして、本当にあるだけのお金でみんなやっているから、行政の人も大変、町人の人も草抜きから何から全部やる、おじいさんまでやる。それでみんな、ルールづくりですからね、そのかわり子どもの声が響き渡るということで、子どもたちが過ごしていくためにはすごいお金を出すわけです。それは納得しているわけです。

というための、今回の自治基本条例はルールづくりですから、根本委員がおっしゃっているのは、学んでいくということを書いて、そうすると、ここの中に入らない、はみ出したんじゃないかなど。ここからはみ出すと、それをもっと意味合いを強めたりできる。ここに入れようすると、先ほどの加賀美委員のように、ある程度固めたものにならないと、いろんな人の名前を出して悪いんですけども、中澤委員のおっしゃるように、それをどこまで保障するんだということにまでなってくる、山田委員もそういう心配をしていますけれども、じゃないかなというふうに思うんですけども、ですから、ここに入れるなら、私は加賀美委員がおっしゃるぐらいコンパクトにしてと思います。

久保委員 僕は最初に言ったように、学ぶ権利というのは修飾語をつけないことに意味があるんだと思っています。ただ、前3者との兼ね合いから、ここだけが門から玄関までの間がなく、最初から玄関。これじゃ格好つかないから、玄関までの距離をつけたようなふりをして、自治の担い手としてという言葉はすごくいいと僕は思うんです。だけれども、実質、修飾語ではないと思うんです。自治の担い手としてという言葉は、学ぶ権利を制限しているわけでも何でもありませんから。ただきれいに道をつくっただけ。だから僕はそれがすごくいいなと思ったんです。

辻山座長 だから、藤牧委員が言っているのは、権利というふうに言うのであれば、この権利の性質は何か、中身はどこまで含まれているのかというようなことが詰まっていないと、条例のような公式文書に載せるのは大変怖いぞということですよ。だから、僕らは憲法でも、基本的人権と言えば、やれ生存権だの、自由権だの、社会権だのと言うんだけど、学ぶ権利というのは何権なんだいと、今ちょっと考えていたんだけど、多分今までの範疇にないのかもしれない。もしかすると幸福追求権かもしれないけれども。スウェーデンには自己能力開発権という権利があるんだそうですね。休みを獲得して、自分のために使うという、そういう自己能力開発という、日本語訳ですけども、言うらしいです。

そういう意味では、ちょっとまだ条例条文の本体として入れるには、ちょっと議論がまだ煮詰まっていっていないという感じで、これペンディングしましょう。少なくとも多数決で決めるの

だけはやりたくないと思っているものですから。

佐原委員 私ちょっと感じたのは、学ぶ権利のところですけども、区民委員の皆さんが、今までの行政の審議委員とか何とか委員会とかというところで不信感を抱いて、それを、そのままずっと引き継がれている方も中にはいると思うんです。それで、今からつくる条例については、おままたちには負けないぞという勉強の場が、きょうはよかったですね、こういう場面がね。そういう場面を今からもう担保したいという僕は解釈をしているんです。

さっき「学ぶ」という解釈をいただいたときに、教をを請うという言葉なので、僕は「学ぶ」の中には、区政に参加するとか、情報とかの中で十分知り得るものがあるのかなど。しかし、今までの経験から、そういうことが担保できなかったということで、ここにどうしても入れたいという意向だと思うんですが、ちょっと私の感想です。

山田委員 私も感想めいた話ですけども、非常にこれは、もともと違和感はあるんですけども、ただ、今までいろいろお話があったように、この学ぶ権利というのを、生涯学習を含めて、これからの新宿区政の戦略目標の一つにするんだという、そういう位置づけであるならば、私はそれなりにわかる気がするんです。ただ、その場合に、これも繰り返して言いますけれども、きちんとこれを受けとめる下のシステムが必要だというふうに思っています。

自治の担い手として学ぶ権利を有するというのは、非常におさまりのいい言葉だけでも、ただ、これは大して意味がないですよ。言葉が非常におさまりがいい。加賀美委員、ごめんね。いいとは思いますが、これだけでは何のことが、大して意味がないということだというふうに思いますから、やっぱり戦略的な目標として新宿区は構築していくんだという、そういう意思統一が前提になるということだと思うんです。

根本委員 私は藤牧委員の、さっきのどこかの市の話、ずっと振り返ってみれば、柱は生涯学習だったという話なんでしょう。そういうことなんだという話を僕は、そういう決意でこれは入れるんだと。入れるならね。やっぱり新宿区は難しいですよ、30万区民の中で、どちらかといったら、世田谷区は例えば住宅、折戸委員がいるからあれだけでも、世田谷区のことには詳しいけれども、住宅まちづくり条例なんだよね。これはもうストレートに住環境の話なんです。中央区は何かというと、あそこは住居系がないですから、だからあそこは何をやるかといったら、人口定住のためにファンドをつくるという、要するに商業者、働く、あるいは営む人たちのまちづくりになっている。新宿区は真ん中なんですよ。両方やらなくちゃいけないでしょう。

だから、そうすると、生涯学習というのはどう考えたって、やっぱり世田谷区とか文京区とか、ああいうところのほうが進むわけです。この難しさの中で、余り区民の皆さんの生涯学習とか、学習意欲ということ、そんなに引き上げてこなかった。だけど、地区協議会だとかいろいろなことをやりながら、どんどん変わってきているじゃないですか。

だから、藤牧委員のさっきの話がよかったんですよ。振り返ってみると、市政の柱に生涯学習があったという。そういう決意でこれを入れるという、自治の担い手じゃなくて、「学ぶ権利を有する」で、新宿区は文教都市になるんだと。文教都市って、誤解を受けたらあれなんだけれども、みんなが勉強して、いいまちをつくるという、だめですかね。

だから条例はこれから考えればいいじゃないの。だって今すぐ条例がもう想定できて条文をつくるなんていうんだしたら、簡単な話でしょう。慌てて条例をみんなで考えるぐらいのことをやったっていいんじゃないの、1つぐらい。

久保委員 山田委員の言う条例だって、すぐつくることないんだよ。3年かけてつくったっていいんだよね。

根本委員 だんだん強気になってきたんだけど、いかがなものでしょうか。

藤牧委員 私はそういうことで、戦略的な根幹にこれを据えていくということは大いにあり得る話ですし、基本構想でもそういうことはうたっていますし、それからあと、今年度の区政の基本方針でも、基本構想とかそういうのは違いますが、私たちが目指す地域社会というのは、学ぶ機会が学んでいくことができる、そういう社会だよと、そういうこともうたっているわけです。だから、戦略的に根幹に据えていくということは全く問題ないと思うんです。

ただ、そこがこの権利という、このところの並びの中に入れるとなると、そういうようなことを、権利を有するという、先ほど座長にまとめていただいた、この権利の性質というか、趣



旨というんですか、だからそういう自治の担い手というのが何も言っていないに等しいということになるのかもしれませんが、その辺をちょっと加えとか、何かそういう工夫が必要なのかなど。でなければ、ほかのところでの自治基本条例の理念であるとか、原則であるとか、そういうふうなところで戦略的な、ちょっと何か前文とはまたちょっと違うのかなという感じもしなくはないんですけども、使い方としては。

高野委員 三鷹市の市民プラン21会議でしたか、あれも結局、何だかんだいいながら、基本条例をつくって、10年以上かけてやっと完成して、それでもまだ足りないと言っているんですから、だからそういうことを考えていくと、今きっちりしたものは必ずしもできないですね。それで、自分たちが、この三者だけで考えたものが本当にいいかどうかということを考えていったら、やはり少しランディングしながらテイクオフしていくという形を考えると、そんなにきっちりより、こういうことが想定されるよなということをわかりながら盛り込んでいくというのも一つの手ではないかと。

だから今、先ほど座長がおっしゃったように、ペンディングだけで終わらせたくないの、一回ここでお休みをいただくというか、そこに置いておいて、そのどこかの段階で必ずこれがまた絡んでくると思うので、そこで一つ、そこでもう一回討議し合うというやり方はどうでしょうか。

辻山座長 そうですね。そのためには、おおむねの新宿区の自治基本条例の目玉というような形にしていこうというような発言もありましたけれども、漫然とペンディングにしないで、今まで出ているように、どの位置に置けば解決がつくか、あるいは表現を変えれば解決がつくかというようなことについて、それぞれ御議論をしていただきたい、来ていただきたい。

と同時に、あざみ委員がちょっと言われましたけれども、権利と言っているけれども、責務というようなところでの扱いも、そこへ移すということではなくて、対応するような形でというような御発言だったと思いますが、そういう形での処理でうまくいくかどうかということを含めて、これはだから次回でも時間があればずっとやるぞというようなことでやります。

もう一つは、井上委員から言われた、これいいですか、知る権利というのは共有すると言わなかった理由は御説明いただいたような気がしましたけれども。どうですかね。

高野委員 先ほど来、佐原委員も話があったんですが、区民サイドはやはりそういう心が少しありまして、どうせ聞いても出してくれない。だから最低でも共有したいというふうな意味合いはやはり残っていると思います。だから、その部分は、やはり知る権利と、お互いに共有する。さっき土屋委員が言っていましたけれども、こっちも欲しかったら出さなければいけないし、そういうことをやることによってお互いがわかり合える。本当に協働ではないんですけど、相互が対等な形でやはり共有し合っていくということが今回の目的の一つではないかというふうな気がしました。だから入れてほしいと。

辻山座長 ちょっと確認しておきますけれども、行政の側も区政を運営していく上で必要な区民の情報を共有したいということを認めているということですか。（「それはしようがないというふうに考えています」と呼ぶ者あり）そうすると、それは.....。

久保委員 僕は共有という言葉が何かなじまないんです。共有って何か物的なものの共有のほうの気がしちゃいまして、やっぱり男女が愛し合うのに、愛を共有するなんて、まるっきり夢も何もない、そういうふうにはひなめいた意味ではないけれども、共有という言葉がこういう文章の中でなじまないんですよ。だから知る権利でいいじゃないかと言っているのはそこであって、そういうことです。

辻山座長 最近、知る権利よりも共有する権利がふえてきていることは間違いないんです。中身は、請求したらちゃんと出してくれるという知る権利と、プラス、請求しなくても提供してくれる、させるという、その思いを込めて「共有」とどうやら言っているらしいんですけども、ただ、言葉の単純な意味で言えば、双方の情報みたいになるけれども、確かに区政に関する情報はかぶっているの、個人の情報を共有する権利が行政にもあるはずだということにはならないとは思いますが、それも含めて、ちょっと議論していただいて。

高野委員 先ほど言いました区民のほうの情報提供というのは、すみません、撤回してください。

辻山座長 わかりました。

そういうことですので、知る権利1本で行くか、共有ということはどう表現するなり、入れるか入れないかということについて、最終的な御意見を次回にお伺いします。

それから、区民の責務についてはどうですか。

ちょっと確かにこれ、区民の定義のところによって、第2項目を書くか書かないかというのがあるような気がしますけれども、もし書く場合にはちょっと、例えばNPOなどが自主的な目的を持って結成されているのに、区の発展に寄与するように努めるというふうに求めるのは、ちょっと自由権に対する侵害ではないかなどということを私は感じたのですけれども、余りその辺の違和感はありませんでしたか。なければいいんですよ。

というのは最近、小諸市の自治基本条例が3月議会にかかるというので、小諸市は市の中に区を置くと、学校区単位らしいですけれども、区を置くと。本市の住民は区に加入しなければならないという義務づけ規定を置いていて、ちょっと新聞記者も色めき立ったりしていて。

樋口委員 NPOの側から言いますと、1つには社会貢献というか、地域貢献というか、それは大枠で言えばミッションの一つになり得ることかと思えます。厳密に言っていったらどうかしらという部分がないでもないですけれども。ですから、座長に言われて私も「あっ」とは思ったんですけれども、区の発展に寄与するよう努める、大きな意味で言えばいいかなと思うんですけれども、つまり単なる趣味の団体ではなく、やはり社会にこういう活動や事業が必要だというところで興しているのがNPOと言っていいと思うものですから、地域社会と協調し、区の発展という意味が、それは発展は何をもって発展ととらえるかというふうになれば、ちょっとわからない部分もありますけれども、さらっと読めばいいかなとは思いますが。

辻山座長 これはいずれにしても、定義のところとの関係の調整が必要で、定義のときにはNPOという言葉は出てきていなくて、活動する団体などという名称でした。そうすると、趣味の会も活動していますので、というようなことも含めて、定義のところを、少し緊張感を持ってここは調整しなければいけないと感じておりますが、そのほかよろしいですか。

小松委員 例えばこの区民の責務で、事業者ですね、例えば区の発展というところで、道路を広げるから、このところにおたくのこれをどけてくださいよと、これは法律に守られているから、ないんでしょうけれども、こういうふうな、何々しない、できないような雰囲気的なものというのは、私は何かかた苦しい感じはするんですけれども。

土屋委員 チーム2で話し合ったときに、行政側と区民側は区民の定義、議会もそうなんですけれども、意見を出し合ったときに、すぐ、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体と、団体も入っているので、本当はこの2つ目の「事業者、NPOなどの団体は」というのは入れないで、この最初の2行の「区民は、この地に暮らすものとして」という、それだけにしようということになったんですが、議会側がまだ区民というのに団体を入れるかどうかということちょっと議論しているということだったので、じゃ一応これは、そういうことであれば、とりあえずここに入れておいて、議会側でもうちょっと話をまとめてくださいというような話をしたところであります。

ですから、結局、区民の定義をどうするかによって、この文言を入れるかどうかというのは後回しにしましょうということで、この文言に関してはそんなに議論はされていなかったということが本当の話です。だから、議会が出した文がそのまま入っているということです。

辻山座長 了解しました。だから、そのところの議論に入らないと、今議論してもしようがないと、文言ではね。そういうことにしましょう。

そのほかなければ。どうぞ。

久保委員 24日は与えられたものだけでやっちゃって、今になって「あれっ」と思ったんですけども、やっぱり最初のたたき台にある行政側が出している「参画と協働に当たり自らの発言と行動に責任を持つ」と、それから議会が出している「行政サービスへの応分の費用負担をすること」という、これがこの問題で一番のアキレス腱なんですけれども、僕らがやった骨子案に盛り込むべき事項には抽象論から書いていないんですけれども、これでいいんでしょうか。（「いいんでしょうかって、議論されたんじゃないですか」と呼ぶ者あり）僕、だから、申しわけないので、与えられたものの中でしか頭が動かなかったから。

佐藤委員 たたき台をまとめたものなんですけれども、一応合意事項ということで、応分の費用負担の考え方は残すが、あえてここでは表現しないというふうな12月22日に合意しているという資料がありましたので、あえて載せなかったというところでございます。今お配りの資料にも載っているところだと思います。行政の「行動に責任」というのも、合意事項の中では先送りとかペンディングになっていなかったというところ、あえて載せなかったという状況でございます。失礼しました。

高野委員 今、久保委員の御指摘のとおり、実はこの部分に「協働と参加」という言葉が実は区民のほうでは話し合いがありました。ただしここには、この1行の「お互いを尊重して良好な地域社会」というところになじんでもらったということで、後の項目で協働、参加というふうな項目にその辺を絡めようではないかというふうな流れになっています。そういう会議の中の内容でございました。

辻山座長 12月の合意というのは満場一致とかそういう意味じゃないんでしょう。大体そういう方向で行きましょうという発言があった。（「そうです」と呼ぶ者あり）それはどうですか。もう一遍聞きますけれども、「応分の費用負担をすること」ということは。

あざみ委員 多分12月にも言ったような気がするんですけども、「応分」というのが応能なのか応益なのかかわからないですし、応益だったらそれはちょっと違うんじゃないかという部分もありますので、ここはあえてここに入れる必要は私はないというふうに考えています。

辻山座長 そういう話だったんですかね。確かにここで難しいのは、応能負担とかということだと考えると、つまり主権者たる区民じゃない人にも求めるのかというのがありますね。だけど料金はいただきますよというのがありますので、その表現は難しいなとは思いますが、確かに。

高野委員 ここに、「この地とともに暮らすものとして、お互いの自由と人格」ということが入っているんですが、これを入れた理由をちょっと教えてください。

辻山座長 どなたか。もともと行政案にあったかぶりですよ、これ。

佐藤委員 行政案に入っている「自由」「人格」を、以前の合意の中で、座長のほうで取りまとめた合意案の中に、そういうニュアンスで行きましょうというので残っておりまして、そのまま採用、行政案のそういったものが三者の合意にもうなっているというところで、そのまま踏襲したというところで、特にこの「自由」について議論があったということはちょっと記憶はないところでございます。

辻山座長 あのときいろんな意見が出て、じゃ、こうやってつないだらつながるでしょうというような話でやりましたね。

根本委員 資料5の5ページ、第22回、平成21年12月22日の網掛け部分の表現について合意というのが、こうなっているんですよ。これは座長が、こういうふうにすると3つが大体まとまるねというので、それでペンディングは「ともに暮らす」を入れるか入れないかということだったんです。だから我々もそこで「ともに暮らす」というのは「この地に」という言葉がいいねといって、そのまま入れたんだよね。

辻山座長 だから当然ここで改めて議論していただくことにはなりますが、ちょっとひっかけがありますか。

高野委員 区民会議のほうにおいては、この部分を「お互いを尊重し」という部分で、余りその中に言葉を入れると、その部分の範囲が狭まるのではないかという部分があったり何かして、その部分で少しずつ、わかりにくいですが、いろんな意味でわかりやすくして、「自由と人格」というふうに言ったのかなという部分もあったんですけども、やはり本当にこの部分がそれだけでいいのかと、「自由と人格」だけ尊重すればいいのかという部分になってきはしないだろうかという懸念なんですけれども。

小松委員 私もここで、「お互いの自由と人格」というところが、これは難しいかなと、ここに入ると。この後で「良好な地域社会の創出に努める」とありますから、少し打ち消しているんですけども、例えばごみ屋敷の、いろいろ、お互いの自由、その人のどこまで入り込んでいいかという問題は今社会問題でクローズアップされていますけれども、区民側から出ている初めの「お互いを尊重して」というのは、「お互いの自由と人格を尊重し」というところまで踏み込んでいないですよ。そこにさわっていないですよ。確かに今回のこの2つのうちの上の「お互いの自由と人格」というと、ちょっと私は、後ろが、「良好な地域社会の創出に努める」が打ち消すのが弱いという気がします。

辻山座長 じゃ、僕から質問していいですか。つまり、今の地域社会の混乱とか困ったことというのは、自由を主張し過ぎるからだとお考えになっておられると。

小松委員 いろいろな生き方がありますよね。いろいろな生き方がやっぱり、社会のある程度そのルールづくりをしている中で、私は一番にごみ屋敷の問題、あるいは音をたてる問題とか、こういったものときに、これは「お互いの自由と人格を尊重し」ということ、この表現だと、そういうものに対してちょっと踏み込めないなという気がするんです。

久保委員 僕は違う考えで、「お互いに」がそれで生きるんだと思っています。自分の勝手に自由だと、それを抑えなければいけないという、それは相手にしてみたら、相手の自由の侵犯なんですよ。お互いに自由や人格を尊重するところに、自分のわがままは否定されるんだという意味で僕は通っていると思っていますけれども。また、そういう言葉にしないと、こういうところで否定的なことは書きづらいし、書いてはいけないものだと思えます。

小松委員 私は、ですから上の、区民の方が初めに出してきた「お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」のほうが、「自由と人格を尊重し」とあえて入れなかったというところにみそがあるなど、こういうふうに思ったんです。

山田委員 私はどっちでもいいのかなというふうに思いますけれども、ただ、自由といたって、それは好き勝手なことをやればいいというものではなくて、社会の相対的なルールですから、そこを大前提にしているわけだから、私は小松委員が懸念するような、あるいはほかの人が間違っただ主張するような、そういうことには私はならないというふうに思います。  
別のことでいいですか。

辻山座長 どうぞ。

山田委員 議会のほうで定義をこれから煮詰めますけれども、議会のほうで区民の中に事業者とか団体を含めるということであるならば、この2行目は全部一括して削除して、1項目めだけが生きるということになるわけですか。そういう整理の仕方ですか。

そうすると、1項目めと2項目めは必ずしも同じ事を言っているわけじゃないですよ。2項目めで、例えば「区の発展」というのがあるわけだけでも、こういうところは消えてしまうということになるわけですね、整理の仕方としては。

辻山座長 どうでしょうか。

土屋委員 チーム2としては、この文言については一切、全然検討していなかったもので、そこまでは考えていなかったということが正直なところですよ。ですから、この場合でもし、これを入れるとなったときに、このことは議論していけばいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

辻山座長 つまり山田委員の御意見だと、そのこととは別にこの第2項目のような条文があってもいいじゃないかという含みですか。

山田委員 議会の中で議論があったのは、要するに事業者は、あるいはNPOも含めてだというふうに思いますけれども、区の発展という意味合いはちょっと漠然としてわかりにくいですが、そういう任務があるんじゃないかという主張が結構強かったわけですよ。私は必ずしもそれ

に賛成ではないんですけれども、議会の中ではそういうふうな議論があったと。したがって、この2項目めが消えるということになれば、そういう主張をした委員の声が消えてしまうなということ、ちょっと懸念をして。

久保委員 僕は、これは区民が決まったら消える性格のものではないと思います。ついそんなふうに言っちゃったんだけど、2チームで。だけど、認めてしまったんだけど、僕はこのところは、同じ区民としてという言葉が入って生かされるのが一番、今まで議会で討議してきた内容を生かす道だと思います。ただ、この文章のままではおかしいけれども、同じ区民として区の発展に寄与しようじゃないのと。

樋口委員 私、もしかしたら個人的な、余りそういう意味では議論していませんので、土屋委員がおっしゃったように。

「地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」ということは、上の「お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」とほぼイコールと思っておるんですけれども、そういう意味で、区民の中にこれが含まれれば、下はなくていいんじゃないかというふうに思っていますけれども。

あざみ委員 議会の議論というのは、私のところが区民の定義のところ、まず事業者を住民と同列に全部ひっくるめて区民というのは、ちょっと違うんじゃないかというところがあったんです、まず。区民の中に入れても、入らなくても、いずれにしても事業者や、私はNPOと事業者、全くの営利企業との意味はちょっと違うような気はするんですけれども、いずれにしても事業者等は役割を規定する必要があるんじゃないかと。それが区民の中に入れても、入らなくてもです。という主張をしておりました。

「地域社会と協調し」というのをわざわざ入れたのは、協調し得ない企業さんも一部にはあるのではないかと、実際のところ、いろんな面で。開発事業等などを見ても。そういう意味では、独自の責務というか、役割を持っていただきたいという意味で、こういう文章に議会として落ちついたという経緯がありますので、ただ、三者の合意ですので、そこをどうしても譲れないというふうに私もどこまで言うのかというのは検討します。

小松委員 議会として落ちついたんでしたっけ。議会は住民と区民に分かれたんじゃないかでしたっけ。

あざみ委員 2行目の文言としてはこういう文言が落ちついたということです。だから、区民の定義は落ちついていないんです、まだ。揺れているんですけれども、ただ、この文章的には一回落ちついたということです。

野尻委員 事業者、NPOなどの団体が区民ということで落ちつければ、「この地とともに暮らすものとして」というところが、もう地域社会との協調とイコールだと思うんです。それで、「お互いの自由と人格を尊重し」というのは、行政が出していらっしゃる三者案比較表の中の自治の目指すもの、「個人の尊厳と自由が尊重され」、非常に尊厳と自由、これも自由と人格ですけれども、非常に個人的なニュアンスが強い。ですから、この区民のほうの「お互いを尊重して」とすれば、「事業者、NPOなどの団体もお互いを尊重し、良好な地域社会の創出に努める」は、まさに「区の発展に寄与するように努める」とイコールだと思います。ですから、下は要らなくなると思います。

辻山座長 そのほかどうですか。どうぞ。

久保委員 結論は、いろんな関係があるから、下のほうはなくしちゃって、下で言いたいことは、まちづくり条例をちゃんといつかつくって、その中で言えばいいんじゃないでしょうか。

辻山座長 ちょっと体裁で言えば、権利のところは3項目とか4項目あって、責務のところは1項目というのはちょっと寂しくないかいという、印象は僕は持っているんですけれども。権利はいっぱい、責務はちょっとというのは、ちょっと身勝手過ぎないかなと。そんなこともちょっと感じますけれども、しかし、今お話を伺っていると、この1行で結構十分条件になっているんだという。

野尻委員 もし加えるとすれば、権利と同等といいますか、するんでしたら、行政サービスに対する負担、これを入れると、非常に座りはいいですね。

辻山座長 そういう意見がありましたけど、どうですか。

あざみ委員 いろんな地域説明会で出たのは、区民を縛る条例をつくるのかという御意見がたくさん出ておりましたし、区民が自治するための条例ですから、バランスが私は悪くても別に、権利が多くても、責務が少なくてもいいと思います。座りがいいとか悪いで、もう1項目入れようとかというのはやめていただきたいと思います。

辻山座長 それは大変失礼いたしました。

藤牧委員 私、先ほどの議論の中で聞き漏らしてしまったのかもしれないんですけども、ここで「ともに暮らす」というところが、下の説明のところ、働く、学ぶ、活動する人、事業者、外国人についても、「暮らす」という表現に含まれるとらえるというのは、これは対象のことを言っているのか、状態のことを指している表現として「暮らす」というのが果たして適切だろうかというようなことでペンディングになったような記憶があるんですけども。

だから、だれと、だれと、だれとが一緒に暮らしているという、そういうことがはっきりさせてないといけないねということの議論というよりは、「この地でともに暮らす」という表現が、ごく普通に言うと、生きるとか生活するとかというようなことのほうがふさわしいのかなという感じも、そのときちょっとしていたものですから。

高野委員 御指摘の部分なんですけど、実は区民検討会議においても、この「ともに暮らす」という部分はかなり論議してしまっていて、それで最終的には、じゃ、いいかというところで大体話がまとまりつつありました。だから、そんなに、もっといい表現があれば、その表現に変えていただいたほうがもっとわかりやすいかなというふうな気がしていました。

辻山座長 「ともに生きる」ではどうかという提案がありましたけれども、どうですか。

藤牧委員 新宿の基本構想の目指す都市像の、今の「『新宿力』で創造する」の前の、そのもう一つ前の基本構想が「ともに生き、集うまち」という、ことだったと思います。その後、「ともに考え、創るまち」というのが後ろにくっついて、新基本構想は「新宿力」と。

辻山座長 これは五感というか、感性の問題のような気がしますので、僕なんかの中では、「ともに生きる」というほうがもっと強い関係のちょっとニュアンスがあるんですけども。この都市社会でそんなのありかとか、ちょっと思うところがあります。

これは好き好きの話にしましょうよ。どれがいいですか。「生きる」という御提案でよろしいですか。

では、「この地とともに生きるもの」……（「暮らす」で何が問題なの」と呼ぶ者あり）

小松委員 「生きる」だといろんな困難も、さまざまないろんなことも乗り越えながらというのが入ってくるんですけども。

辻山座長 そうですね、ニュアンスはね。「暮らす」というと、ただそですり合っているだけみたいな、ちょっと薄いんですけども、関係が。

小松委員 大震災が来ても、何が来てもという、大きなものを含んででしょう。「生きる」ということは。

野尻委員 そうです。生き抜くみたいな。

藤牧委員 多文化共生とか、ともに生きると、いろんな意味で役所のほうも結構これまで使ってきていましたから、例えばそういうバリアフリーみたいな、そういうところにも一貫してつなげていく、そういう話であるので。

辻山座長 では、そういうことで「ともに生きる」と。

あとはいいですか。

「お互いを」か、「お互いを尊重する」と。

樋口委員 でもやっぱりここは「お互いの自由と人格」というのは入れておいたほうがいいと思うんですけども、「お互いの」だから、先ほどおっしゃった一方的な自由、傲慢なというものではないということで、やっぱり社会を構成するときに、自由と人格の尊重というのは大事な要素だと思うんですけども。

小松委員 「お互いを尊重し」の中に自由と人格は入ると思うんです。ですから、なるべく余分なものを省いて、シンプルにすればいいかなと、こう思うんですけども。

辻山座長 そのほか意見ありますか。

久保委員 「人格と自由」は入れるべきだと思うよ。（「行政側のほうで出してきたんでしょ」と呼ぶ者あり）

藤牧委員 補足があったら言っていたきたいんですけども、自由というのは、自由と人格を尊重するというのが、自治の最低限のやっぱりルールであり責務だろうという、自治を構成する。

仮に、ニュアンスの話なんですけれども、お互いを尊重しているだけの状態というのは、多分何か自治というのとは違って、そういうあつれきがあると思うんですよね、ごみ屋敷の話じゃないですけども。それをお互い尊重し合いながら解決していこうという姿がやっぱり自治なんだと思うんです。お互い、だれかがいますね、あなたがいますね、私がいますね、ともに生命的には一緒にこの地に生きているんだけど、それは尊重し合っているよというだけの状態という、自由というのはそういう、信教の自由からいろんな自由があるわけですよね。だから、そういう自由をどういうふうに調整していくかという、そういう姿そのものがやっぱり自治であって、それはお互いに尊重しているんだという前提がないと、自治というのは発露していかないんじゃないかみたいな、何かそんなようなニュアンスでこれを入れたような。補足があったら言ってください。

佐藤委員 藤牧委員はそういうふうに考えていたということなんですけど、僕はどちらかというと、自治、強く参加する方と、そんなに参加されない方の自由を尊重するというような意味合いもあるのではないかとということで、入れたほうがいいのかなというふうに思っていました。

辻山座長 そういう意味では、現代の自治の最大の課題は、市民的自由と共同で生きていくということとの調和をどうするのかという、ここですからね。それを一つ使い方を間違えると、例えば自由の抑圧になったり、あるいは自由のし放題を認めるというふうに読まれたりとか、大変難しいところなんですよね。

野尻委員 そうしましたらといいますか、基本理念のところでは行政がうたっている「個人の尊厳と自由が尊重され」の、自治の目指すものとして。それをそのまま入れてしまったほうがいいかなと思いますが。区民の責務のところには、「お互いの自由と人格を尊重し」ではなくて、「お互いの尊厳と自由を尊重し」。同じようなことですけども。

この場合、区民と議会は「人権」で抑えているんですけども、自治の目指すものとして、行政としては「個人の尊厳と自由が尊重され」ということを入れていらっしゃるの、ここも同じく「お互いの尊厳と自由を尊重し」。先に余り「自由」と出さないほうがいいかもしれない。

辻山座長 尊厳と自由を……。

野尻委員 「お互いの尊厳と自由を尊重し」。難しいですか。「人格」のほうがいいですか。

辻山座長 漢字が難しいという。（「尊厳では難しい」と呼ぶ者あり）

野尻委員 そうですね、難しいといえば難しいけれども。「お互いの人格と自由」、やっぱり

「自由と人格」だな。「尊厳」といったら「尊厳と自由」だし。

辻山座長 「人格と自由をお互いに尊重し」と入れかえれば、今の問題は解決するね。

野尻委員 いいですね。「お互いに尊重し」がいいですね。

辻山座長 「自由」を先に出したくないというのであれば、「人格と自由をお互いに尊重し、良好な」、みたいな。

井上委員 「お互いを尊重し」ではやはり不十分なのではないでしょうか。私は「この地とともに暮らすものとして、お互いを尊重し、良好な地域社会の創出に努める」という文章で、十分趣旨は伝わると思います。なので、特に単語を挿入する必要はないんじゃないかなと思うんですけども。

具体的なものは思いつかないんですけども、単語を挿入したときに、そこからはみ出てしまうものももしかしたらあるのかなということも思いますし、私はやはり「自由」という単語を使うことにちょっとやっぱり抵抗があって、先ほどごみ屋敷の問題ですとか騒音の問題を挙げられていましたけれども、やっぱり生活習慣ですとか、その人が持っている宗教、信教によって、これは譲れないものだからというふうにその自由を主張されるというような場面を想像したときに、やっぱり自由ということをとりわけ入れてしまうことに危機感というか、抵抗を覚えます。

辻山座長 そういう意見ですが、どうですか。

樋口委員 それはやっぱり人が社会で生きていくときに、自由というものが一番大事なものじゃないですか、根底的には。私はそう思います。やっぱり自由のない社会というのが過去の歴史を見てもいろんなことを引き起こしてきているわけですから、それはきちんととらえて、入れる、入れないはちょっとあるかもしれませんが、考え方としてはとらえておくべきだと思います。

辻山座長 俗に人類が1,900年かかってやっと手にした権利だということだから。

久保委員 井上委員が最初におっしゃった「お互いの」の後に字が入ってくるとやっぱり狭まってしまうという、その理は僕はよくわかるんです。結局、お互いの人格と自由だけに狭まっちゃうんですね。けどもう一つは、「お互いの」だけにしておいたら、オール・オア・ナッシングになるということも怖い。その点は、僕はやっぱりどこかで妥協しなかったらうまくいかないんじゃないかなと思います。

辻山座長 そのほか。どうぞ。

野尻委員 自由ということはお互いの自由であって、そういうごみ屋敷とか騒音とかいう人が自由を主張しても、それを拒む自由、受ける側の自由も同じにありますね。ですから、やはりそういう人だけを考えないで。

辻山座長 そもそも、その場合に自由という概念が成り立っていないんですよ。自由というのは相手の権利を侵害しない限りにおいて成り立つというふうに限定しないと、私の勝手でしょうというのは自由ではないので。

野尻委員 主張する側は履き違えて主張するんでしょうけれども。

辻山座長 それを結構弾圧するんですよ。

根本委員 チーム2としては、そこまで深いところに至っていなかったものだから、そうすると、地域社会と協調とか、お互いを尊重するというのと、個人の尊厳、自由、人格を尊重するというところを2つやったら、さっきの1つじゃなくて、何か項目を整理していくというのはどうなんですか。

辻山座長 なるほど。2項目にするということですか。



根本委員 ええ。またチーム2で持ち帰って。一番早いときにやったものだから。

久保委員 確かに1と2は同じようなことを書いていっしょだと樋口委員はおっしゃるけれども、やっぱり1はあくまでも地域社会なんです、新宿区という名の。しかし、区政の発展とか区の発展とかというのは、僕は地域社会とはまた別の意味があって、区の発展とか区政の発展というのは、やっぱり何らかの形で生かしていいんじゃないでしょうか。そうしたら2つぐらい回れるような気がしますけれども。

辻山座長 その場合の区というのは何でしょうか。

久保委員 だから区政なんですよ。

辻山座長 それじゃちょっと全体主義になりませんか。

久保委員 そうですか。それじゃ、やめます。

樋口委員 上のほうの「良好な地域社会」という地域社会というのは、すごく隣近所というだけ、もしくは地区とかいうことだけでなく、私は新宿区全体のことも含めて「良好な地域社会」と言っているように思っていますけれども。

今、久保委員が政治は要らないとおっしゃいましたけれども、それも含めて「良好な地域社会の創出」じゃないでしょうか。（「政治は良好な社会の一部」と呼ぶ者あり）

辻山座長 良好な地域社会の装置ですからね。

ということで、チーム2の取りまとめというのはあなたがやっておられる。

根本委員 私じゃない、佐藤委員。どうでしょうか、佐藤委員。

辻山座長 というふうに持ち帰るといふ提案があったので、それに今乗ろうかなと思っているんですけれども。

根本委員 やっぱり個人の尊厳のところ、自由、人格の尊重というのと、お互いの地域社会としての協調というのは、一緒くたにできないでしょう。両方とも重要なんだよね。だからそれを、自由と人格を除けば、それじゃ何か隣近所のために自由なり人格を押しやられるのかというふうにもなるわけだし、あるいは入れれば、そんなことをいったって、自由とか何かの主張のし過ぎじゃないかという話にもなるということになれば、良好な地域社会をつくるために協調し合うということと、個人のお互いの尊厳、尊重、自由を尊重するというのは、両方とも大事だということと言うと、2つ並べておくというのが一番誤解がないのかなというふうに思ったんでございます。

樋口委員 だから、この1つの文章で、「お互いの自由と人格を尊重して、良好な地域社会の創出に努める」というのでいけないんですか。

根本委員 井上委員がそれは要らないと。いけないんですかと、私らは、チーム2ではまとめたきたわけだから、ごもっともという話になるんでございますけれども、ここで違うと言うわけにもいかないわけだね。

辻山座長 これは、逆に言えば、チーム2に持ち帰って、詰めて、もう一回出し直してと言ってもだめなの。（「ありじゃないですか」と呼ぶ者あり）

根本委員 我々で言えば、もう座長のあのまとめで、これはもういいなと。問題は「この地とともに住むもの」の「この地に」という言葉はいいかどうかという話ぐらいの議論で、いや、やっぱり「この地とともに住む」というのはいいよねという話だったんだよね。あとは、だから、じゃ、もう座長の言うとおりに、この1本で行こうと。余りこういう議論になるとは思わなかったものだから、これにしたんだけれども、やっぱり個人の尊厳というのはもう一方であるわけだし、

もう一方では地域社会との協調というのがあるわけだから、それはどっちか削るわけにもいかな  
いだろう話にはなるんだけど。

小松委員 こういう場が設けられたから意見を言ったんですけれども、それをさらにチーム2で  
持ち帰られて、それで決めてきたことはいいんじゃないかと思うんですけどね。そこに異論は挟  
みません。（「まだ挟んでもらっていいんだよ」と呼ぶ者あり）

辻山座長 もちろん挟みますけれども、一応きょうの議論を踏まえて、次に出されてくるもの  
にはそれなりの尊敬を払って。こんなに私たち、お互いの人格を尊重し合っているのに、意見なん  
か一致しませんね。

ということで、実は何もしないでと言ったら悪いけど、4つあるうち1つしかしないで終わり  
にしなければなりません。この後ちょっと予定が、例の市民討議会のプロポーザルの件がある  
ので。それで、4はやらなければいけないですよ。今後の進め方についてですけども、こ  
れはきょう決めなくてもいいの。きょうやったほうがいいのか、やっぱり順序としては。

事務局 とりあえずもう一度区分Bについては議論をすることになりましたので、次の区分の割  
り当てを少し考えながら進めたいと思います。次回の区民検討会議で、区分Fの後にどこを着手  
したらいいかということで、前回の運営会で議論したんですけども、その中では、お手元の資  
料7を見ていただきたいと思います。

資料7の今まで検討してきたところとしては、区分A、区分B、区分E、区分Fという形で議  
論してきたわけですけども、区民検討会議においては次回、区分C、行政の役割と責務、行政  
の運営、税財政について議論していこうということで決まりましたので、他の専門部会及び議会  
のほうもその形に合わせていただければということで、そこだけ決めていただければ、きょうは  
結構です。

辻山座長 いいですね。

それはそれでやっていただいております、次回はきょう積み残した議会のところを、議会側から  
出されているものを中心として議論すると、こういうことですね。では、そういうことにいたし  
ます。

それと、もう一つやっておかなければいけないのは、4月以降の日程ということで、一応事務  
局の方と私の日程だけはちょっとすり合わせたんですけども、例えば4月の場合、4月13日の  
火曜日、20日の火曜日、それから28日水曜日、この中から2日という設定なんだそうです。失礼  
しました、人ごとのように言ってすみません。どうですか。じゃ、13日を1回と、それから20日  
はいかがですか。間がちょっと詰まっているというのがありますね。28日で。

それでは、5月は候補日として、11、12のどちらかと、26、27のどちらか。11はいかがですか。  
よければそのほうがありがたいですが。12ならいいですか。そうすると、26、27は。最初に27を  
聞かせていただきますけれども、27日はどうですか。

6月について、16、17のいずれか。17はどうですか。それから29、30のいずれか。29日はどう  
ですか、いいですか。

藤牧委員 申しわけないですが、6月17日なんです、予定では議会の本会議初日の前日に当た  
りまして、ちょっと大変恐縮なんです、いろいろ諸準備などがございまして……（「最終日だ  
よ」と呼ぶ者あり）最終日だ、ごめんなさい。すみません。

辻山座長 いいですか、じゃ6月17日、決定ですね。29はいかがですか。はい。

いずれも6時半からということですよ。

大変遅くなりましたが、その他何か御発言ございますか。

事務局 日程について、もう一度読み上げますので、確認していただければと思います。

4月13日火曜日、4月28日水曜日、5月12日水曜日、5月27日木曜日、6月17日木曜日、6月2  
9日火曜日。

辻山座長 その他なければ、きょうのまとめ。お願いします。

事務局 本日のまとめなんです、チーム2のほうから出てきました検討シートについて、区民

の権利につきましては、学ぶ権利の部分につきましては、条例本文に入れるにはまだ議論が必要ということで、ペンディングとさせていただきます。また、知る権利について、共有する権利の部分についての表現もどうするかということで、また次回議論をするということになっていまして、あと責務につきましては、この地とともに生きる云々かんぬんという表現等でございますが、チーム2のほうに持ち帰っていただいて、再度議論していただいて、御提示をいただくということです。

辻山座長 ありがとうございます。  
それでは、次回について事務局から。

議会事務局次長 次回の3月23日でございますが、次の日が、今定例会中でございますして、24日は最終日に当たってございます。今の状況ですと、その準備の関係から、3月23日は日にちとしてはオーケーなんですけれども、時間等について多少変更させていただく場合がございますので、通知が行くと思いますので、通知で確認をさせていただきたいというものでございます。今ちょっと調整中でございます。

辻山座長 わかりました。そのほか。

山田委員 おおまかな予定、これぐらいになりそうだというのはあるんでしょう。

議会事務局次長 時間的には30分程度遅くなる、そういう通知が行くだろうということです。

辻山座長 わかりました。よろしいですね。

土屋委員 持ち帰ったチーム2の分なんですけれども、次回これをやるということでしょうか。そして次回までにこれをチーム2でまとめなければいけないということでしょうか。

辻山座長 日程大変だと思いますね。

久保委員 だって、ほかのチームがやったっていいよね。

辻山座長 もちろんそうです。その間に日程をとるのが難しければ、きょうの続きはもちろん、権利のところも残っていますので、それをやります。

根本委員 1も3も終わっているんだよね、1回は。（「やっていないよ」と呼ぶ者あり）違う違う、次回までには。3月23日までには両方終わっているから、両方たたかせてもらったらいいいよね。

久保委員 そうだよ、1チームだけ出ると袋だたきになるもの。

辻山座長 それでは、これで終わりにしましょう。  
本当にお疲れさまでした。

散会 午後 9時05分